

# 堤根処理センター維持管理情報

平成25年4月

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	5,268.03
	2号炉	可燃性混合廃棄物	—

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ<sup>※1</sup>に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		平成25年4月1日 ~ 平成25年4月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 <sup>※2</sup>	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	炉出口	886	800°C以上
	2号炉	—	—	
集じん器に流入する燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	集じん器入口	195	おおむね 200°C以下
	2号炉	—	—	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	1号炉	集じん器出口	19	100ppm以下
	2号炉	—	—	

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	—
	2号炉	平成25年4月8日~12日
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	—
	2号炉	平成25年4月8日~12日

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目	測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果が得られた年月日	
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値
硫黄酸化物濃度 (ppm) 【硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)】	1号炉	集じん器出口	0.37	—
	2号炉	—	—	【13.58m <sup>3</sup> N/h】
ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	集じん器出口	0.0010未満	0.04g/m <sup>3</sup> N
	2号炉	—	—	
塩化水素濃度 (mg/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	集じん器出口	0.4	550mg/m <sup>3</sup> N
	2号炉	—	—	
窒素酸化物濃度 (ppm) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	集じん器出口	47	250ppm
	2号炉	—	—	
煙突から排出される排ガス中の <sup>※3</sup> ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果が得られた年月日	
	1号炉	—	—	—
	2号炉	—	—	—
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値
1号炉	—	—	1.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	
2号炉	—	—		

### 特記事項

記入欄の「—」は、当該項目についての実施及び測定・報告等がなかったことを表します。

- ※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。
- ※2 測定の結果については、月の平均値とする。
- ※3 年1回以上の測定とする。